県営住宅を活用した障がい者グループホーム事業の手続きスキーム

R4.3.30

障がい者GH担当課（県障がい福祉課、市障がい者福祉課）

GH事業者（運営主体）

県営住宅担当課（県建築住宅課）管理代行者（島根県住宅供給公社）

事業を始めたいが、初期費用を抑えたい。
希望する地域内に適当な場所がない。
まずはお試しで始めてみたい。　等々

空き住戸の発生

閲覧

空き住戸の公表（第３条）

（県・管理代行者）
目的外使用を募集する空き住戸に関する情報をHP、窓口に掲載

使用を希望する場合

空き住戸の内覧（第４条）

使用を希望する住戸の内覧申込書を管理代行者まで提出

内覧申込書

鍵の貸出

内覧申込書の受領、鍵の貸出（第４条）

（管理代行者）
内覧の目的を確認し、使用上の条件等を説明、対象住戸の鍵を貸出

内　覧

鍵の返却

GH使用の検討（第５条）

空室の状況を確認、改修内容や関係法令等を勘案して使用を検討

相談・協議

GH開所に向けた相談（第５条）

GH事業に関する相談の受付

相談・協議

GH開所に向けた相談（第５条）

（県・管理代行者）
GH事業に関する相談の受付

使用を希望する場合

住民への周知（第６条）

予定している事業の内容、利用形態等を地元住民に対して周知
管理代行者へも情報共有

周知

合意

地元住民

情報共有

説明資料

合意が得られた場合

GH使用許可申請書の提出（第７条）

定員、利用形態等を記載した使用許可申請書を管理代行者へ提出

許可申請

申請書の受領、決定通知（第８条）

（管理代行者）
内容を確認し、県へ進達

（県）
内容を審査し、入居決定通知書及び敷金納入通知書の交付

決定通知

GH設置指定申請書の提出

入居決定通知書を添えて、GH設置指定申請書を障がい者GH担当課へ提出

指定申請

GH事業者指定上の確認、指定書交付

GH事業者指定上の支障等を確認し、所定の要件に適合する場合、指定通知を交付

指定通知

指定通知書等の提出

交付された指定書の写しおよび敷金払込領収書を管理代行者へ提出

資料提出

鍵の交付（第９条）

（管理代行者）
提出書類を確認後、鍵の交付

鍵の交付

GH事業開始に向けて準備

改装の準備等事業開始の準備

開所・事業開始